○経済産業省令第九十六号

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三百三十号）第二条の規定に基づき、独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第二条に規定する経済産業省令で定める課又はこれに準ずる室を定める省令を次のように定める。

平成十八年十一月八日

経済産業大臣　甘利　明

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第二条に規定する経済産業省令で定める課又はこれに準ずる室を定める省令

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第二条の経済産業省令で定める課又はこれに準ずる室は、次のとおりとする。

一　秘書課
二　総務課
三　会計課
四　技術調査課
五　特許情報課
六　出願支援課
七　商標課
八　意匠課
九　調整課

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百四十八号）の施行に伴い、並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第二項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十九、第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月八日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十七の六中「表第一号」の下に「及び第二号」を加える。

（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第十六号中「表第一号」の下に「及び第二号」を加える。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正）

第三条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号の三様式（地方運輸局長が交付するもの）及び（小型船舶検査機構が交付するもの）中

「2　記録において使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。」

を

「2　If the language of the original Record is not English, French or Spanish, the text shall include a translation into one of these languages.」

に

「2　記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。」

「2　The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.」

を

第十二号の四様式中

「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997 to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:」

を

「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する決議ＭＥＰＣ．132（53）によって改正された1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997 to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, and as amended by resolution ＭＥＰＣ．132（53）, (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:」

に、

「2　記録において使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。」

を

「2　If the language of the original Record is not English, French or Spanish, the text shall include a translation into one of these languages.」

に

「2　記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。」

「2　The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.」

を

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年十一月二十二日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付を受けている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第一号の三様式による国際大気汚染防止原動機証書は、第三条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第一号の三様式による国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

2　この省令の施行の際現に交付を受けている旧検査規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書は、新検査規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

告　示

○総務省告示第五百八十号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第十七条の規定に基づき、工事担任者試験のうち電気通信技術の基礎の試験科目の試験を免除する学校等を認定したので、同令第十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年十一月八日

総務大臣　菅　義偉

電気通信技術の基礎の試験科目の試験を免除する学校等

学校等の名称	学校等の所在地	部科名	認定年月日	備考
岩手県立産業技術短期大学校	岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町六六―二	電気技術科	平成十八年九月十五日	平成十七年四月以降の入学者に適用する。